

八代市議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務に関する 仕様書

1. 業務名

八代市議会タブレット端末レンタル及び通信サービス利用業務

2. 目的

電子データによる議会関連資料等の伝達及びペーパーレス会議の運用に際し、必要となるタブレット型端末及び無線データ通信サービス等の利用契約を行うことにより、議会運営の効率化を図ることを目的とする。

3. 納入場所

熊本県八代市松江城町1-25 八代市役所6階 議会事務局内

4. 契約方法及び期間

(1) 契約方法 総額契約

(2) 契約期間 契約開始日（令和7年9月1日）から令和11年8月31日まで（48か月）とする。

(3) その他 本業務は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約締結の翌年度以降において、契約に係る予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができるものとする。

※諸事情により端末入荷が遅れる場合は、協議のうえ決定する。

5. 支払

(1) 端末のレンタル費、通信費、その他使用料

支払いは月払いとし、毎月末に締切、締切後に請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(2) 付属品の購入経費、初期費用

端末等の納品、検品後に請求があった日から30日以内に支払うものとする。

6. 業務の内容

本業務の内容は、次の各項を一括して行うものとする。

(1) タブレット型端末要件

以下の仕様を満たすタブレット端末を納入すること。

ア 機種

- i) iPad OS
- ii) Wi-Fi+セルラーモデル
- iii) 端末モデルは新品を納入すること
- iv) 画面サイズ11インチ以上
- v) 容量 128GB以上
- vi) 電源アダプタ（ケーブルを含む）、保護フィルム、本体カバー（タブレット自立型）、スタイラスペン（メモ取りを支援するもの）が付属されていること。
- vii) 日本国内で提供されているLTE回線が利用可能であること。
- viii) 導入する端末機種は全て同一機種で揃えること。

イ 台数

37台

(2) 通信サービス要件

以下の仕様を満たすデータ通信回線を提供すること。

ア 通信速度

中山間地域を含む八代市全域においてLTE回線サービス提供が安定的に利用可能であること。

イ 通信サービスの提供

通信サービスの提供は、当該移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。（同電気通信事業者の販売代理店であって熊本県内に事業所を開設している販売代理店を含む）

ウ 通信料

通信料については、以下のとおりとする。なお、指定通信料を超える取り扱いについては、別途、落札事業者と協議する。

- i) 1か月1台あたり3GB（若しくは3GB以上）のデータ通信量を含む。

(3) ビジネスチャットツール要件

本市が現在使用しているビジネスチャットツール（LINEWORKS）を提供すること。ただし以下の仕様を満たす場合、この限りではない。

ア グループごとに使用できること。

イ グループごとに、公開・非公開の設定や公開先の設定ができること。

- ウ メッセージを送信した者から、未読者を特定できること。
 - エ 送信したメッセージ等が削除できること。
- (4) タブレット端末の初期設定の実施及び導入作業要件
- ア 初期設定に必要な事項は、本市と協議のうえ、設定すること。
 - イ 作業前に作業計画書を作成し、本市と事前に協議すること。
 - ウ 端末機及び通信回線に必要な個別端末機 ID、回線番号等端末機回線毎の所用事項を記した管理台帳を作成し、納品時に提出すること。また、タブレット名、管理番号、サポートダイヤル番号等、識別可能なラベルを端末機に張り付けること。
 - エ 保護フィルムの貼付や本体カバーを装着し、納品後すぐに使用できる状態にすること。
 - オ 端末機への各種設定手順書、故障時／紛失時の対応手順書、その他市が必要とする手順書を作成し、指定する部数を提出すること。
 - カ 本市が指定する全ての機能・アプリケーションのインストール・ホーム画面・ブックマーク登録等の設定を行うこと。
 - キ 本業務とは別に、本市が契約している議会運営支援用システムであるアプリケーション（SideBooks）のインストール及び設定を行うこと。
- (5) 端末補償要件
- 通信サービス利用期間（令和11年8月31日まで）を通じて、水漏れ、盗難、紛失及び破損等事故時に対応する端末補償サービスが提供できること。
- (6) セキュリティ対策要件
- ア 遠隔管理機能
 - 不正利用及び情報漏えいを防止するため、管理者用端末で操作できる以下の機能を有するサービスを提供すること。
 - i) 端末紛失時等に画面及びボタン操作をロックする。
 - ii) 回線を一時通信不可にする。
 - iii) アドレス帳、履歴、画像等の内部データを削除する。
 - イ サイト閲覧制限機能
 - 不適切な使用を防止するため、管理者用端末で設定できる以下の機能を有するサービスを提供すること。
 - i) 登録したサイト以外へのアクセスを制限する。
 - ii) 不要なアプリケーションのダウンロードを制限する。

ウ セキュリティアラート機能

管理・運営上問題があるユーザーを検出した場合等に管理者へ通知する機能を有するサービスを提供できること。

(7) 故障等における対応要件

端末の故障等が発生した場合、迅速かつ誠実に対応すること。

7. 情報セキュリティ

(1) 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成17年八代市条例第24号）を遵守しなければならない。

(2) 事業者は、業務の実施において知り得た一切の事実を、第三者に漏えいしてはならない。本業務終了後も同様とする。

(3) 事業者は、業務の実施に当たり、八代市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

8. その他

(1) 本仕様書に記載のない事項については、発注者の指示に従うこと。

(2) 本仕様に対して疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、確定するものとする。